

○長門市議会基本条例

(--年--月--日なし第--号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則(第 2 条―第 4 条)
- 第 3 章 市民と議会の関係(第 5 条・第 6 条)
- 第 4 章 議会と行政の関係(第 7 条―第 9 条)
- 第 5 章 議員間討議(自由討議)の保障及び拡大(第 10 条)
- 第 6 章 委員会の活動(第 11 条)
- 第 7 章 政務活動費(第 12 条)
- 第 8 章 議会機能の充実強化(第 13 条―第 16 条)
- 第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第 17 条―第 19 条)
- 第 10 章 条例の検証及び見直し手続き(第 20 条・第 21 条)

附則

(前文)

二元代表制の下、議会は住民代表の機関であり、市長等の執行機関とともに市民に対して責任を負っている。「地域のことは地域で決める」という地方分権の趣旨は、審査権・議決権を有する議会の使命と責任により具現化される。

これからの議会は、執行機関を監視するだけでなく、市民の多様な考え・意見を反映させ、自由闊達な議論を通じて論点や争点を明確にした上で、一つの結論(合意)を導き出し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

同時に、厳しい財政状況、限られた財源の中で「あれも、これも」から「あれか、これか」の選択と集中による事務事業の見直しが図られており、議決権を有する議会の役割は大きなものとなっている。

こうした議会に求められている使命と責任に対し、全国的には地方議会への不信感も根強くあるのも事実であり、これを自らの問題として、謙虚に自省しながら、議会基本条例を出発点として、議会改革をより一層活発化させ、福祉向上と市勢発展に寄与したいと願うものである。

平成 17 年の合併以降の議会では、これまで 6 次にわたって議会改革等研究会を発足させ、議員定数問題・市民や各団体との様々な意見交換会・議員間（委員）討議・情報公開などに取り組んできた。その過程は試行錯誤に満ちたものであったが、平成 25 年には、議会基本条例の制定を視野に入れ、任意の研究会から常設の委員会に準じた議会改革特別委員会を設置し、議会報告会の実施など、本格的に議会改革を目指してきた。

議会が目指すものは、「市民から信頼される議会」の構築である。その実現に向けて、「議員一人ひとりの資質向上」はもとより、「執行機関と切磋琢磨する議会」、「合議機関としての議会活動」は不可欠の要素である。

よって、議会は、市民の負託に全力を挙げて応えていくことを決意し、責任と強い意志を持ち、ここに議会・議員活動の基本原則を明確にした「長門市議会基本条例」を制定する。

（解説）

前文は、二元代表制や地方分権社会における議会の役割を明らかにするとともに、市民の負託に応えるため、条例を制定する背景、経緯、必要性等を示し、長門市議会の決意を表明したものです。

（用語解説）

二元代表制

市長と議会の議員を住民が直接選挙で選び、執行機関としての市長と、議事機関としての議会のそれぞれが住民の信任を基盤として、独立・対等の立場で相互にけん制し、均衡を保つことにより適切な行政運営を図る制度です。

市勢

市の人口・産業・財政・施設などの総合的な動勢を意味します。前文で「市政」ではなく、「市勢」という用語を用いているのは、より広い意味で、市の発展に寄与するという議会の決意を規定していることによるものです。

市民

市内に居住する人のほか、市内で働く人及び学ぶ人を含めたものをいいます。議員の身分は、公選による市の特別職の公務員です。

合議機関

執行機関の長が独任制であるのに対し、議会は複数の代表（議員）で構成される合議制の機関です。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、長門市議会（以下「議会」という。）の議会運営及び議員に係わる基本的事項を定め、議会及び議員の活動の充実及び活性化を図ることにより、市民福祉の向上及び公正で民主的な市勢の発展に寄与することを目的とする。

(解説)

この条例の目的を、議会運営及び議員に係わる規範的事項を明文化することにより、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することと規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という)の市政運営状況を監視し、けん制する機能を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行なうものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市民にとって分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。

(解説)

市民に信頼される議会活動のための4つの原則を規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。
- (4) 議員は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明すること。

(解説)

市民に信頼される議員活動のための4つの原則を規定しています。

(会派)

第4条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する会派を結成することができる。

2 会派に関することは、議長が別に定める。

(解説)

会派については、地方自治法上、政務活動費の交付対象としての規定に限られており、条例で議会活動を行うために会派を結成できる旨を規定しています。

(用語解説)

会派

市政について同じ考え方、意見を持った議員が集まってつくるグループのことをいいます。政策集団として調査、研究、議論を行い、個々の議員の資質向上に役立てることが出来ます。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用努めるものとする。

3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

(解説)

議会を運営するに当たっては、地方自治法第109条第5項及び第115条の2に規定されている公聴会制度や参考人制度を十分に活用することや、市民等の意見を聞く場を多様に設けて議案等を審議する際の議論に反映させるよう努めることを規定しています。

(用語解説)

公聴会制度

本会議又は委員会において、重要な案件について判断又は決定をするときに、必要に応じて利害関係者や学識経験者等の意見を聞き、参考とする制度をいいます。公聴会では賛成・反対それぞれの立場の人から交互に意見を聞きます。

参考人制度

本会議又は委員会において、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに、利害関係者や学識経験者等を参考人として出席を求め、意見を聞くことを言います。公聴会より簡便な手続きで民意を聴取できる方法です。

(議会報告会)

第6条 議会は、市民への議会活動報告及び市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、議長が別に定める。

(解説)

議会として説明責任を果たし、さらに多様な住民の意見を聴取する場として、議員全員による議会報告会を開催することを規定しています。

第4章 議会と行政の関係

(議会及び議員と市長等執行機関の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。
- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

(解説)

意思決定機関である議会及びその構成員である議員と執行機関である市長等との緊張関係の保持について規定しています。

論点、争点を明らかにするため、議案質疑及び一般質問では、一問一答の方式で行うことを規定しています。

議員の質問に対し、論点を整理するため、市長等は、反問ができることを規定しています。

(用語解説)

一問一答方式

1つの質問項目ごとに、質問、答弁を繰り返し行う方式です。

反問

答弁に必要な範囲で、質問してきた議員に逆に問い返すことです。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第8条 議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(解説)

重要な政策、施策、計画等が提案される場合、政策等の公正、透明性の確保、議会審議での論点の明確化、議論水準の向上、及び議決責任の担保のため、6つの事項を示すよう求めることを規定しています。

(予算・決算における政策説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(解説)

市長が予算、決算を議会に提出する際に、併せて分かりやすい政策説明書の提出を求めることを規定しています。

第5章 議員間討議（自由討議）の保障

(議員間討議の保障)

第10条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な議員間討議を重視した運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議員間討議に関することは、議長が別に定める。

(解説)

議会制度において最も重要な要素であり、多様な住民の意見を反映するため、議員相互間の自由討議を推進することを規定しています。

一つの案件に対し単に多数決ではなく、どういう論点や争点があったかを明らかにするとともに、相違点をお互い理解し合いながら合意を目指すことを規定しています。

(用語説明)

言論の府

議会では、原則的に言論によっていろいろな問題が議論されて、結論を出していくことを指します。

市民提案

市民から提出される意見・要望や提案、陳情・請願等のことです

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第11条 委員会は、市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を生かした適切な運営に努めるものとする。

- 2 委員会は運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度の活用に努めるものとする。
- 3 委員会は審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- 4 委員会は市民、市民団体等の意見交換の場を多様に設けて、政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るよう努めるものとする。

(解説)

委員会活動の原則を規定しています。特に、市民の意思を市政に反映させるためには、「市民に開かれた議会運営」が不可欠です。合議機関としての議会は、議員間による討議はもちろんのこと、政策能力・政策提案拡大のためには「市民との討議」も視野に入れていく必要があります。

(用語解説)

委員会

議会には、議案等の調査、審査をより詳細に、かつ専門的に行う必要性から常任委員会を、また、議会の運営を円滑、効果的に行うため議会運営委員会を、さらに特定の事件について調査・審査するため、特に必要がある時は特別委員会を設置できることになっています。委員会は議会の最も基本的な活動単位であり、議事過程の第1段階です。

長門市議会では、常任委員会として予算決算、総務民生、文教産業、議会運営の四つの委員会が、特別委員会として議会改革、議会だよりの二つの委員会が設置されています。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

- 第12条 議員は政策立案又は提案並びに調査、研究及びその他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、長門市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年長門市条例220号。以下「政務活動費条例」という。）を遵守しなければならない。
- 2 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

(解説)

政務活動費の交付に関する条例でいう調査研究に加えて、政策立案、提案を行うことも規定しています。

政務活動費に係わる書類については、誰でも請求すれば閲覧できるようになっています。

第8章 議会機能の充実強化

(議員研修の充実強化)

第 13 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を開催するものとする。

(解説)
議員の政策立案能力等の向上を目的とした議員研修会を開催することを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第 14 条 議会は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(解説)
議会の政策形成、政策立案能力等を高めるためには、議会の活動を補佐する議会事務局の役割も重要です。そのため議会事務局の機能を強化していく姿勢について規定しています。

(議会図書室の充実)

第 15 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の実に努めるものとする。

(解説)
地方自治法第 100 条 19, 20 項で調査研究のため議会に図書室を設置し市民にも利用できるようにすることを定めています。
この条文は議員の調査研究、政策立案等に資するため、議会図書室の実に努めることを規定しています。

(議会広報の充実)

第 16 条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

(解説)
本条例 5 条で積極的に情報を発信すると規定していますが、ここでは広報媒体を議会だよりのみならずインターネット等多様な方法で情報を発信するよう努めることを規定しています。

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 17 条 議員は、長門市議会議員政治倫理条例（平成 18 年長門市条例第 44 号）を規範とし、これを遵守しなければならない。

(解説)

議員は、政治倫理条例でいう、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。

(議員定数)

第 18 条 議員定数は、長門市議会議員定数条例（平成 19 年長門市条例第 37 号）で定めるところによる。

2 議会は適正な議員定数について、必要に応じ調査検討を行うものとする

(解説)

議員の定数は、別途条例により 18 人と規定されています。また現在の議員定数が適正かどうかについて、議会として必要に応じて調査検討を行っていくことを規定しています。

(議員報酬)

第 19 条 議員報酬は、長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 44 号）に定めるところによる。

(解説)

議員の報酬については、別途条例で規定しています。
また報酬の額については長門市特別職報酬等審議会の意見を聞くようになっています。

第 10 章 条例の検証及び見直し手続き

(他の条例等との関係)

第 20 条 議会は、この条例が議会の基本的事項を定める条例であることを自覚し、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合性を図るものとする。

(解説)

本条例は二元代表制の下で、長門市議会とその議員がそれぞれ担うべき役割といった議会に関する基本的事項を定めた最高規範性を有する条例です。そのため、本条例の重要性を踏まえ、議会に関する他の条例、規則等を制定又は改廃する場合には、本条例との整合性を図り、その趣旨に反してはならないと規定しています。

(条例の検証と見直し)

第 21 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において常に検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

(解説)

本条例の検証や見直しについて定めています。議会は、本条例の施行後、本条例の目的が達成されているかどうかについて、常に検証を行う必要があります。そこで、長門市議会では、その検証作業を議会運営委員会で行うことを明記しています。また、その検証作業により、必要に応じて条例改正等の適切な措置を講じることも規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。